

【相談】

労働者の教育などの助成金の内容が変わったと聞きましたが、どんな助成金があるのでしょうか。

【アドバイス】

雇用関係の助成金の一部をまとめました。助成の内容は“中小企業”向けの内容となっています。各助成金には細かな要件等もありますので、当事務所にご相談下さい。

区分	助成の対象		助成金名	助成条件	助成内容	
雇用維持	経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する		雇用調整助成金	景気の変動等の理由により事業の縮小を余儀なくされ、売上高又は生産量等が前年同期に比べ10%以上減少している事等	休業手当等の一部助成(2/3) 訓練(事業所内)一人1日当たり1,500円(事業所外)3,000円 出向元事業主の負担額の一部助成(2/3)	
再就職支援	企業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に		労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	計画書を提出し、就職活動等のための休暇を1日以上与え、当該休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払うこと	委託費用の1/2(対象者が45歳以上の場合は2/3) 一人あたり上限40万円、同一の計画について上限300人	
新たに労働者を雇い入れる	就職困難者を雇い入れる	高齢者	他企業の定年退職予定者	高齢者雇用安定助成金(高齢者労働移動支援コース)	定年を控えた高齢者で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、民間の職業紹介業者の紹介により、65歳以上まで雇用する見込みで雇い入れる。	一人あたり70万円 短時間労働者は40万円
			60～64歳	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)	ハローワークまたは民間の職業紹介業者の紹介により、雇用保険一般被保険者として、継続して雇い入れる。	一人あたり90万円 短時間労働者は60万円
			65歳以上	特定求職者雇用開発助成金(高齢者雇用開発助成金)	ハローワークまたは民間の職業紹介業者の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる。	
	母子家庭の母等		特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)	ハローワークまたは民間の職業紹介業者の紹介により、雇用保険一般被保険者として、継続して雇い入れる。		
	雇用の人的	安定就業を希望する未経験者等		トライアル雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、トライアル雇用として、ハローワークなどの紹介により一定期間試用雇用する。	一人あたり月額最大4万円(最長3ヶ月)
労働者の処遇や職場環境の改善を図る	雇用管理制度を整備する	健康・環境・農林漁業分野等		中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース)	評価・処遇制度、研修体系制度等の雇用管理制度の導入等を行う。	評価・処遇制度 40万円 研修体系制度 30万円
	(契約社員・パート・派遣社員等) 有期契約労働者	または正社員は直接雇用等へ転換する	35歳未満の若年者を対象に、職業訓練を行った上で正規雇用し定着を図る	若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金) 訓練奨励金	35歳未満の若者で、正社員経験が乏しく、若者チャレンジ訓練に参加することが適当と判断されて、ジョブカードの交付を受けた者を、自社の正社員として雇うことを前提に訓練を実施する。最初に訓練計画の提出が必要。	一人あたり月15万円
			正規雇用労働者等に転換する	若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金) 正社員雇用奨励金	訓練奨励金の対象となった訓練の修了者を正社員に転換し定着させる。	訓練修了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合、一人あたり1年経過時50万円 2年経過時50万円
		賃金水準の向上を図る		キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)	有期契約労働者等の正規雇用等への転換または派遣労働者の直接雇用化を行う。	一人あたり有期契約労働者→正規雇用40万円 無期雇用労働者→正規雇用20万円
		健康診断制度を導入する		キャリアアップ助成金(処遇改善コース)	有期契約労働者等の賃金水準の向上(賃金テーブルを3%以上増額改定)を図る。	一人あたり1万円 職務評価を活用の場合、一事業所当たり10万円を加算
	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入が出来るよう延長する		キャリアアップ助成金(健康管理コース)	有期契約労働者に対して法定外の健康診断制度を導入する。	一事業所当たり40万円	
	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入が出来るよう延長する		キャリアアップ助成金(短時間労働者の週所定労働時間延長コース)	短時間労働者の週所定労働時間を30時間以上に延長し社会保険適用を行う	一人あたり10万円	
	高齢者	高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する		高齢者雇用安定助成金(高齢者活用促進コース)	高齢者の活用促進のため以下のいずれかの措置を実施。 ①新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場又は職務における高齢者の就業機会の拡大 ③高齢者の就業機会を拡大するための雇用管理制度の見直し又は導入等	支給対象費用の2/3 60歳以上雇用保険被保険者一人あたり上限20万円(上限500万円)

	労働者	健康づくり制度の導入・介護福祉機器の導入等により雇用管理の改善を図る	中小企業労働環境向上助成金 (個別中小企業助成コース)	介護関連事業主が、雇用管理制度の導入等を行う。	健康づくり制度 30万円 介護福祉機器等支給対象費用の1/2(上限300万円)	
	労働者	雇用管理改善制度の導入、魅力ある職場づくりをする	建設労働者確保育成助成金	建設業の事業主が、建築労働者の雇用の改善、技能の向上を行う。	評価・処遇制度 40万円、研修体系制度 30万円、健康づくり制度 30万円 若年者に魅力ある職場づくり事業 支給対象経費の2/3 推進活動経費助成 支給対象経費の2/3 施設設置など経費助成 支給対象経費の1/2 作業員宿舎等設置 支給対象経費の2/3	
	労働者	短時間正社員への転換や雇い入れを行う	キャリアアップ助成金 (短時間正社員コース)	ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者が短時間正社員に転換するケースなどを想定し、短時間正社員への転換や新たな雇い入れを行う。	一人当たり20万円	
ク仕事と家庭の両立を支援する	労働者	育児のための短時間勤務制度を整備し、利用させる	両立支援助成金 (子育て期短時間勤務支援助成金)	就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させる。	一人目40万円、二人～十人目15万円	
	労働者	有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる	両立支援助成金 (期間雇用者継続就業支援コース)	有期契約労働者(期間雇用者)について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させ、あわせて職場生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する。	一人目40万円、二人～五人目15万円 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、一人目10万円、二人～五人目5万円を加算 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、一事業所あたり5万円を加算	
	労働者	有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる	両立支援助成金 (期間雇用者継続就業支援コース)	有期契約労働者(期間雇用者)について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させ、あわせて職場生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する。	一人目40万円、二人～五人目15万円 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、一人目10万円、二人～五人目5万円を加算 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、一事業所あたり5万円を加算	
従業員等の職業能力の向上を図る	中小企業		キャリア形成助成金 (一般型訓練)	雇用する労働者に対する政策課題対応訓練以外の職業訓練を行う。	賃金助成 1時間当たり400円 訓練経費助成 実費相当額の1/3	
	健康・環境・農林漁業分野等		日本再製人材育成支援事業 (正規雇用労働者育成支援奨励金)	雇用期間の定めのない労働者に対して職業訓練を実施する。	OffJTによる訓練経費の実費相当額 1訓練コース一人当たり上限20万円 1年度1事業所上限500万円	
	健康・環境・農林漁業分野等		キャリア形成助成金 (成長分野等人材育成コース)	成長分野等に関連する職業訓練を行う。		
	人若材年	若年労働者に対して職業訓練を行う	キャリア形成助成金 (若年人材育成コース)	採用5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を行う。	賃金助成 1時間当たり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2	
	の熟練継承・技能	熟練技能者による指導者養成や若年者技能継承のための職業訓練を行う	キャリア形成助成金 (熟練技能育成・継承コース)	熟練技能者の指導力強化や、技能継承のための職業訓練、認定職業訓練を行う。		
	併認訓練実習	OJTとOffJTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う	キャリア形成助成金 (認定実習併用職業訓練コース)	労働者に対して、OJT(実習)と、OffJT(座学)を組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う。	OffJT 賃金助成 1時間当たり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2 OJT 訓練実施助成 1時間当たり600円	
	事業主都合	正規雇用で雇い入れて、職業訓練を行う	健康・環境・農林漁業分野等	日本再製人材育成支援事業 (人材育成型労働移動支援奨励金再就職コース)	直近の離職の離職理由が事業主都合である雇用期間の定めのない労働者に対してOffJT(座学)、又は、OJT(実習)と、OffJT(座学)を組み合わせた職業訓練を実施する。	OffJT 賃金助成 1時間当たり800円 訓練経費助成 実費相当額 上限30万円 OJT 訓練実施助成 1時間当たり700円 1年度1事業所当たり上限500万円
	35歳未満の若年者を対象に、職業訓練を行った上で正規雇用として雇用し定着を図る		若年者人材育成・定着支援奨励金 (若者チャレンジ奨励金) 訓練奨励金	35歳未満の若年で、正社員経験が乏しく、若者チャレンジ訓練に参加することが適当と判断されて、ジョブカードの交付を受けた者を、自社の正社員として雇うことを前提に訓練を実施する。最初に訓練計画の提出が必要。	一人当たり月15万円	
	若年者人材育成・定着支援奨励金 (若者チャレンジ奨励金) 正社員雇用奨励金			訓練奨励金の対象となった訓練の修了者を正社員に転換し定着させる。	訓練修了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合、一人当たり1年経過時50万円 2年経過時50万円	
	人材育成	健康・環境・農林漁業分野等	日本再生人材育成支援事業 (非正規雇用労働者育成支援奨励金)	非正規労働者に対して職業訓練を実施する。	OffJT 賃金助成 1時間当たり800円 訓練経費助成 実費相当額 上限30万円 OJT 訓練実施助成 1時間当たり700円 1年度1事業所当たり上限500万円	
上記以外		キャリアアップ助成金 (人材育成コース)	有期契約労働者に対して職業訓練を実施する。	OffJT 賃金助成 1時間当たり800円 訓練経費助成 実費相当額 上限20万円 OJT 訓練実施助成 1時間当たり700円		
建設労働者	建築労働者人材育成を行う		建設労働者確保育成助成金	建設業の事業主が、建築労働者の雇用の改善、技能の向上を行う。	認定訓練 経費助成:一人当たり月額4,400円など 賃金助成:一人当たり日額4,000円 技能訓練 経費助成:支給対象費用の9/10 (委託の場合7/10) 賃金助成:一人当たり日額7,000円	